

法人名	※ 処理 事項	整 理 番 号	事務所	管 理 番 号	申告区分
	法人番号				
	事 業 年 度	令和 年	月	日から 令和 年 月 日まで	

資 本 金 等 の 額 に 関 す る 計 算 書

1. 内国法人の資本金等の額に関する計算

収入金額課税事業(法第72条の2第1項第2号に掲げる事業)を併せて行う法人									
資本金等の額 別表5の2下表3㉔又は㉔、㉕若しくは㉖	①	兆	十億	百万	千	円	収入金額課税事業以外の事業に係る期末の 従業員数	③	人
収入金額課税事業以外の事業に係る資本金等の額 ①×③/④	②						期末の総従業員数	④	
特 定 内 国 法 人 又 は 非 課 税 事 業 を 併 せ て 行 う 法 人									
月数按分後の資本金等の額 別表5の2㉔	⑤	兆	十億	百万	千	円	特定内国法人		
特定子会社の株式又は出資に係る控除額 別表5の2の4㉒	⑥						特定内国法人の付加価値額の総額に占める 国内の事業に帰属する付加価値額の割合 (別表5の2の2㉑-①/同表㉑)	⑬	%
差引	⑤-⑥						非課税事業を併せて行う法人		
外国の事業に係る控除額 (㉑×別表5の2の2㉒/同表㉒) 又は(㉑×別表5の2の2㉒/同表㉒)	⑧						国内における非課税事業に係る期末の従業 者数	⑭	人
再差引	⑦-⑧						国内における事務所又は事業所の期末の従業 者数	⑮	
非課税事業に係る控除額 ⑧×⑭/⑮	⑩								
課税標準の特例に係る控除額 ⑩	⑪								
控除額計 ⑥+⑧+⑩+⑪	⑫								

2. 特例適用対象法人等の資本金等の額に関する計算

法第72条の21第1項各号及び第2項関係						法附則第9条第1項関係								
資本金等の額 別表5の2下表3㉔	⑮	兆	十億	百万	千	円	資本金の額 別表5の2下表1㉑	㉒	兆	十億	百万	千	円	
法第72条の21第1項第1号に係る加算	⑰						法附則第9条第1項に係る額 ㉒×2	㉕						
法第72条の21第1項第2号及び第3号に係る控除	⑱						法附則第9条第3項から第6項まで及び第17項 並びに令和8年改正法附則第6条第2項関係							
仮計 ⑮+⑰-⑱	⑲						月数按分後の資本金等の額 別表5の2㉔又は(⑨-⑩)	㉖	兆	十億	百万	千	円	
資本金の額 別表5の2下表1㉑	⑳						課税標準の特例に係る控除割合	㉗						
資本準備金の額	㉑						未収金の帳簿価額	㉘					円	
仮計 ㉑+㉒	㉒						総資産価額	㉙						
⑲と㉒のいずれか大きい額	㉓						課税標準の特例に係る控除額 (㉖×㉗)又は(㉖×㉘/㉙)	㉚	兆	十億	百万	千	円	
						法附則第9条第23項又は第25項関係								
						資本金等の額 別表5の2下表3㉔又は㉔	㉛	兆	十億	百万	千	円		
						政府の出資の金額又は取組資金の金額	㉜							
						法附則第9条第23項又は第25項に係る額 (㉛-㉜)又は(㉛-㉜×1/2)	㉝							

3. 外国法人の資本金等の額に関する計算

月数按分後の資本金等の額 別表5の2㉔	㉔	兆	十億	百万	千	円	外国における事務所又は事業所の期末の従業 者数	㉞	人
外国の事業に係る控除額 ㉔×㉞/㉟	㉕						期末の総従業員数	㉟	
差引	㉔-㉕						非課税事業又は収入金額課税事業を併せて行う法人		
非課税事業又は収入金額課税事業に係る控除額 ㉕×㉟/㊱	㉖						国内における非課税事業又は収入金額課税 事業に係る期末の従業員数	㊱	人
控除額計 ㉕+㉖	㉗						国内における事務所又は事業所の期末の従業 者数	㊱	